

平成26年4月1日規程第54号

独立行政法人地域医療機能推進機構の保有する個人情報の保護に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
 - 第2章 個人情報の取得（第10条－第14条）
 - 第3章 個人情報の取扱い（第15条－第23条）
 - 第4章 情報システムにおける安全の確保等（第24条－第38条）
 - 第5章 情報システム室等の安全管理（第39条・第40条）
 - 第6章 個人情報の第三者提供及び業務の委託等（第41条－第43条）
 - 第7章 個人情報ファイル簿の作成等（第44条－第46条）
 - 第8章 監査及び点検の実施等（第47条－第53条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）においてデジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人の権利利益を保護するため、機構における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 機構における個人情報の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条、第16条及び第60条の定めるところによる。

(総括保護管理者)

第3条 機構に総括保護管理者を置くこととし、管理担当理事をもって充てる。

2 総括保護管理者は、機構における個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 本部、各地区事務所及び各病院（以下「各病院等」という。）に保護管理者を置くこととし、それぞれ総務部長、地区担当理事及び院長をもって充てる。

2 保護管理者は、各病院等における個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。個人情報を情報システムで取り扱う場合、当該システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護副管理者)

第4条の2 各病院等に保護副管理者を置くこととし、それぞれ総務課長、総務経理課長、事務（部）長をもって充てる。

2 保護副管理者は、保護管理者を補佐し、各病院等における個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。

(保護担当者)

第5条 文書管理規程第2条第6号に規定する課に保護担当者を置くこととし、同号の課長をもって充てる。

2 保護担当者は、保護副管理者を補佐し、各病院等における個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 本部に監査責任者を置くこととし、内部統制・監査部長をもって充てる。

2 監査責任者は、機構における個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(個人情報管理委員会)

第7条 総括保護管理者は、機構における個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を設け、定期又は随時に開催するものとする。

2 委員会の議長は、総括保護管理者とする。

- 3 委員会の委員は、役員並びに本部の部長及び課長のうち総括保護管理者が必要と認める者とする。
- 4 委員会の庶務は、本部総務部において行う。
- 5 前各項に規定するほか、委員会に関し必要な事項は、総括保護管理者が別に定める。
- 6 第1項から第3項まで及び第5項の規定は、各地区事務所及び各病院についても準用する。この場合において、第1項中「機構」とあるのは「各病院等」と、同項から第3項まで及び第5項中「総括保護管理者」とあるのは「保護管理者」と、第3項中「役員並びに本部の部長及び課長」とあるのは「各病院等の職員」と読み替えるものとする。

(役職員の責務)

- 第8条 役職員は、関連する法令、この規程その他の規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者、保護副管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。
- 2 役職員は、業務として保有個人情報の保有を新たに開始しようとするときは、第44条第1項第3号から第6号までに掲げる事項及び管理方法について、あらかじめ保護担当者を通じて保護管理者の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要があり、あらかじめ承認を得ることができない場合を除く。
 - 3 前項ただし書に該当する場合は、事後に保護担当者を通じて保護管理者に届け出なければならない。
 - 4 前2項の規定は、第2項の規定により承認を得た事項を変更する場合に準用する。

(教育研修)

- 第9条 総括保護管理者及び保護管理者は、個人情報の取扱いに従事する役職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
- 2 総括保護管理者及び保護管理者は、個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
 - 3 総括保護管理者は、保護管理者、保護副管理者及び保護担当者に対し、各病院等における個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。
 - 4 保護管理者は、当該各病院等の職員に対し、個人情報の適切な管理のための教育研修を

定期的に実施するものとする。

- 5 保護管理者は、当該各病院等の職員に対し、個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報の取得

(利用目的の特定)

第10条 役職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

- 2 役職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第10条の2 役職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 役職員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを扱う目

的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(不適正な利用の禁止)

第11条 役職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第11条の2 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 学術研究機関等から当該要配慮個人情報取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

六 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護施行規則第3号。以下「個人情報保護施行規則」という。）第6条で定める者により公開されている場合

七 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして次に掲げる場合

イ 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報取得する場合

ロ 第13条第4項各号（第41条の4第6項の規定により読み替えて適用する場合及び第41条の5第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第12条 役職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 役職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 役職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当機構の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（第三者提供の制限）

第13条 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、

本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 保護管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護施行規則第11条で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第11条の2第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う場合において、当該各病院等の名称及び住所並びに保護管理者（以下この条、第41条の2第1項第1号において同じ。）の氏名

二 第三者への提供の利用目的

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして次に掲げる事項

イ 第三者に提供される個人データの更新の方法

ロ 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

3 保護管理者は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号

に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護施行規則第11条で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出るものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 役職員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 保護管理者は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第14条 保護管理者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第41条の3第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護施行規則第15条で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて機構が講ずるべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 保護管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護施

行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

- 3 保護管理者は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

第3章 個人情報の取扱い

（データ内容の正確性の確保等）

第15条 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第16条 役職員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（役職員の義務及び監督）

第17条 個人情報の取扱いに従事する役職員又は役職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 保護管理者は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第17条の2 役職員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱

いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(アクセス制限)

第18条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容(注)に応じて、当該個人情報にアクセスする権限を有する役職員の範囲と権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

(注) 個人識別の容易性(匿名化の程度等)、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下本条において同じ。

- 2 アクセス権限を有しない役職員は、個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第19条 役職員が業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者又は保護副管理者の指示に従い行う。

- (1) 個人情報の複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第20条 職員は、個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者、保護副管理者又は保護担当者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第21条 職員は、保護管理者、保護副管理者又は保護担当者の指示に従い、個人情報記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第22条 職員は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者、保護副管理者又は保護担当者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(個人情報の取扱い状況の記録)

第23条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第4章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第24条 保護管理者は、個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第31条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。この場合の措置内容は第18条により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものとする。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第25条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第26条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第27条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第28条 保護管理者は、個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第29条 保護管理者は、不正プログラムによる個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(情報システムにおける個人情報の処理)

第30条 役職員は個人情報について、一時的に加工等の処理を行うために複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は前項の個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第31条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要

な措置を講ずるものとする。

- 2 役職員は、その処理する個人情報について、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化（適切なパスワードの選択、パスワードの漏えい防止の措置等を含む。）を行うものとする。

（入力情報の照合等）

第32条 職員は、情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うものとする。

（バックアップ）

第33条 保護管理者は、個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム設計書等の管理）

第34条 保護管理者は、個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

（端末の限定）

第35条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末の盗難防止等）

第36条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。
- 3 職員は、前項の規定に基づき、端末を外部へ持ち出したときは、紛失による漏えい等が行われないよう取扱いに注意するものとする。

(第三者の閲覧防止)

第37条 職員は、端末の使用に当たっては、個人情報第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第38条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

第5章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第39条 保護管理者は、個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。

2 個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第40条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警

報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第6章 個人情報の第三者提供及び業務の委託等

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第41条 役職員は、個人データを第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第41条の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護施行規則第19条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護施行規則第20条で定める事項に関する記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第4項各号のいずれか(第14条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第13条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。
- 2 役職員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護施行規則第21条で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第41条の2 役職員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護施行規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 役職員は、前項の規定による確認を行ったときは個人情報保護施行規則第23条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護施行規則第24条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
 - 3 役職員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から、個人情報保護施行規則第25条

で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第41条の3 役職員は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定される時は、第13第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護施行規則第26条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が役職員から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護施行規則第17条第1項及び第2項で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第14条第3項の規定は、前項の規定により役職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項から第3項までの規定は、第1項の規定により役職員が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第41条の4 役職員は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護施行規則第31条で定める基準に従い、個人データを加工しなければならない。

- 2 役職員は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条

及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護施行規則第32条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 3 役職員は、第10条の2の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第10条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第12条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 役職員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 6 役職員は、第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第13条第4項中「前各項」とあるのは「第41条の4第6項」と、同項第3号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第41条第1項ただし書中「第13条第1項各号又は第2項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第13条第1項各号のいずれか)」とあり、及び第41条の2第1項ただし書中「第13条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第13条第4項各号のいずれか」とする。
- 7 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護施行規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該

仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第10条第2項及び第47条第8項及び第9項の規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第41条の5 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第13条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第41条の5第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

- 3 第16条、第17条第2項、第17条の2、第51条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第16条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

(個人情報の提供に関する措置等)

第41条の6 保護管理者は、法の規定に基づき行政機関等以外の者に個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、前項に規定する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

- 3 保護管理者は、法の規定に基づき行政機関等に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第42条 役職員は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事

者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び 6 において同じ。）（注）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
（注）委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 委託先において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第 1 項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とするものとする。
- 4 個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第 43 条 役職員は、第 43 条から第 43 条の 15 までの規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下第 43 条から第 43 条の 15 までにおいて同じ。）を作成することができる。

- 2 役職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
- 一 法令に基づく場合（第 43 条から第 43 条の 15 までの規定に従う場合を含む。）
 - 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当

該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

- 3 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第43条の2 保護管理者は、各病院等で保有している個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第43条の4第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第43条の4第1項の提案を受ける各病院等の名称及び所在地

（提案の募集）

第43条の3 保護管理者は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他適切な方法により、各病院等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下第43条の4から第43条の15までにおいて同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第43条の4 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、各病院等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護施行規則第54条で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該各病院等に提出してしなければならない。

- 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- 二 提案に係る個人情報ファイルの名称
- 三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

- 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第43条の8第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
 - 五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
 - 六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
 - 七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
 - 八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護施行規則第54条第3項で定める事項
- 3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護施行規則第54条第4項で定める書類を添付しなければならない。
- 一 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - 二 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

- 第43条の5 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。
- 一 未成年者
 - 二 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護施行規則第55条で定めるもの
 - 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - 五 第43条の12の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
 - 六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があつたもの

(提案の審査等)

- 第43条の6 役職員は、第43条の4第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げ

る基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第43条の4第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
 - 二 第43条の4第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護施行規則第56条で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
 - 三 第43条の4第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第43条の8第1項の基準に適合するものであること。
 - 四 第43条の4第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - 五 第43条の4第2項第6号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護施行規則第57条で定める期間を超えないものであること。
 - 六 第43条の4第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護施行規則第58条で定める基準に適合するものであること。
- 2 保護管理者は、前項の規定により審査した結果、第43条の4第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護施行規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- 一 次条の規定により各病院等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
 - 二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護施行規則第59条第2項で定める事項
- 3 保護管理者は、第1項の規定により審査した結果、第43条の4第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護施行規則第59条第3項で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第43条の7 前条第2項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護施行規則第61条で定めるところにより、各病院等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契

約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第43条の8 役職員は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護施行規則第62条で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、各病院等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第43条の9 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に第44条第1項各号及び第43条の2並びに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- 二 次条第1項の提案を受ける各病院等の名称及び所在地
- 三 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第43条の10 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、各病院等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第43条の7の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第43条の4第2項及び第3項並びに第43条の5から第43条の7までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第43条の4第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第43条の8第1項の規定による加工の

方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第43条の6第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第43条の11 第43条の7の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を各病院等と締結する者は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護施行令」という。）第29条第1項で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第2項において準用する第43条の7の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を各病院等と締結する者は個人情報保護施行令第29条第2項で定める額の手数料を納めなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第43条の12 各病院等は、第43条の7の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第43条の5各号（第43条の10第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第43条の13 役職員は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報、第43条第4項に規定する削除情報及び第43条の8第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条にお

いて「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護施行規則第65条で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前2項の規定は、各病院等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(役職員の義務)

第43条の14 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する役職員若しくは役職員であった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は各病院等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第43条の15 役職員は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護施行規則第66条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 2 役職員は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 3 保護管理者は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護施行規則第67条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 前2項の規定は、各病院等から匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(その他)

第43条の16 個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

第7章 個人情報ファイル簿の作成等

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第44条 保護管理者は、当該各病院等で保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、総括保護管理者に送付するとともに、当該各病院等において公表しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 機構の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。以下同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
 - 六 記録情報を機構以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 七 独立行政法人地域医療機能推進機構の保有する個人情報の開示等の手続に関する規程（平成26年規程第58号。以下「開示等規程」という。）第5条第1項、第15条第1項又は第21条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 八 訂正請求又は利用停止請求に関し、他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、その旨
 - 九 第2条第3号イに係る個人情報ファイル又は同号ロに係る個人情報ファイルの別
 - 十 第2条第3号イに係る個人情報ファイルについて、次項第10号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
 - 十一 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 役職員又は役職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（機構が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- 二 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 三 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 四 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 五 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 六 役職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 七 本人の数が千人に満たない個人情報ファイル
- 八 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 次に掲げる者又はこれらの者であった者
 - (1) 機構以外の行政機関等の職員
 - (2) 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者
 - (3) 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの
 - (4) 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの
 - ロ 第1号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族
- 九 第1号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- 十 第2条第3号ロに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が前項の規定による公表に係る第2条第3号イに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

- 3 第1項の規定にかかわらず、保護管理者は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 保護管理者は、個人情報ファイル（第2項各号に掲げるもの及び第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 5 個人情報ファイル簿は、機構が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とし、本部の個人情報保護窓口に着て置き一般の閲覧に供するとともに、機構のホームページに掲載して公表するものとする。
- 6 保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 7 保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが第2項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 8 保護管理者は、前2項の規定により個人情報ファイル簿を修正又は削除した場合、その旨を総括保護管理者に報告しなければならない。

第45条 （削除）

（開示、訂正及び利用停止）

第46条 機構に対し機構の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求する手続、当該手続を受けて機構が行う手続等については、開示等規程の定めるところによる。

第8章 監査及び点検の実施等

（安全確保上の問題への対応）

第47条 個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役職員は、直ちに当該個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。この場合において、職員は、当該事案の発生（事案の発生のおそれを含む。）を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前にまずは保護管理者に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については直ちに行う（役職員に行わせることを含む。）ものとする。

3 第1項の報告を受けた保護管理者は、直ちに本部保護管理者に報告し、その後事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、判明次第追加して報告するものとする。

4 本部保護管理者は、前項の報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括保護管理者に速やかに報告するものとする。

5 総括保護管理者は、前項の報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するものとする。

6 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、厚生労働省に対し、速やかに情報提供を行う。

7 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

8 総括保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護施行規則第7条で定めるものが生じたときは、個人情報保護施行規則第8条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、機構が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護施行規則第9条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

9 前項に規定する場合には、保護管理者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護施行規則第10条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(公表等)

第47条の2 保護管理者は、総括保護管理者と協議の上、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人情報の本人への連絡の対応等の措置を講ずるものとする。

(監査)

第48条 監査責任者は、個人情報の適切な管理を検証するため、本規定に係る措置の状況を含む機構における個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第49条 保護管理者は、各病院等における個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者へ報告するものとする。

(評価及び見直し)

第50条 総括保護管理者及び保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、役職員への教育研修の実施及び業務改善等を行うものとする。

(苦情処理)

第51条 保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(個人情報保護窓口)

第52条 各病院等に個人情報の保護及び開示等に関する窓口として個人情報保護窓口を設置するものとする。

2 本部の個人情報保護窓口は、独立行政法人地域医療機能推進機構情報公開手続規程(平成26年規程第55号)第15条に規定する情報公開窓口が兼ねるものとする。ただし、

総括保護管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(厚生労働省との連携)

第53条 機構は、厚生労働省と緊密に連携して、保有する個人情報の適切な管理を行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規定第11号)

(施行期日)

この規程は、平成27年3月20日から施行する。

附 則 (平成27年規定第50号)

(施行期日)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年規定第3号)

(施行期日)

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年規定第24号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規定第34号)

(施行期日)

この規程は、平成28年10月17日から施行する。

附 則 (平成29年規程第55号)

(施行期日)

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和2年規程第22号）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第51号）

（施行期日）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第17号）

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第35号）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規程第11号）

（施行期日）

この規程は、令和8年3月1日から施行する。